

万葉集の編纂について

——私説を補い諸説への感想に及ぶ——

伊 丹 末 雄

(一)

(天平宝字)三年春正月一日於因幡国庁賜饗國郡司等之宴歌一首

新年乃始乃波都波流能家布敷流由伎能伊夜之家余其騰(卷二十・四五一一六)

右一首守大伴宿祢家持作之

これが万葉集の末尾を飾る、という意味で世に知られる、当時、因幡守であった大伴家持の短歌である。

この一首で古代最大の歌集が終わる現象に対し、実にさまざまな見解が昔から開陳されてきた。しかしながら、私はその読み取り方のなお浅すぎることに長大息せずにはいられない。

四五一六番歌の要点を指摘するなら、当然「新年之始

之波都波流」と「家布敷流由伎」と「伊夜之家余其騰」とに尽くされるであろう。そうして、一首において「家布敷流由伎」が非常に重要な役割をはたしているのに気づく。事実この歌から「由伎」を除いてしまえば、どうにもならない平凡陳腐なものに墮するに相違ない。多作だった家持には、さだめし他にも「正月一日」の歌はあったであろうのに、万葉集に収められたものとなると、きわめて少なく、末尾に、因幡における、ただ一首の作たる上記の歌を据えたのには、必ずや何等かの仔細があったはずである。そうして、その理由に「家布敷流由伎」のかかわっているであろうこともまた、容易に推定できるところにほかならない。

そこで、四五一六歌の三つの要素、「新年」と「由伎」と「伊夜之家余其騰」を念頭に置きながら、家持作の歌

を集中にわたり点検してみるならば、正しく、これに照応する作品を見出すことができる。すなわち、左記の、卷十七の、いわゆる雪の賜宴の歌群——もとより家持作を含む——がそれである。

(天平) 十八年正月白雪多零積地数寸也。於時左大臣橋卿率大納言藤原豊成朝臣及諸王臣等参入太上天皇御在所西中供奉掃雪。於是降詔大臣参議并諸王者令侍于大殿上諸卿大夫者令侍于南細殿而則賜酒肆宴。勅曰汝諸王郷等聊賦此雪各奏其歌

左大臣橋宿祢詔歌一首

布流由吉乃之路髮麻泥余大皇余都可倍麻都礼婆貴久
母安流香 (三九二二)

紀朝臣清人応詔歌一首

天下須泥余於保比氏布流雪乃比加里乎見礼婆多敷刀
久母安流香 (三九二三)

紀朝臣男梶応詔歌一首

山乃可比曾許登母見延受乎登都日毛昨日毛今日毛由
吉能布礼々婆 (三九二四)

葛井連諸会応詔歌一首

新年乃婆自米余豊乃登之思流須登奈良思雪能敷礼流
波 (三九二五)

大伴宿祢家持詔歌一首

大宮能字知余毛刀余毛比賀流麻泥零流白雪見礼杵安
可奴香聞 (三九二六)

藤原豊成朝臣 巨勢奈三磨朝臣 大伴牛飼宿祢

藤原仲磨朝臣 三原王 智奴王 船王 邑知王

小田王 林王 穗積朝臣老 小治田朝臣諸人 小

野朝臣綱手 高橋朝臣国足 太朝臣徳太理 高丘

連河内 秦忌寸朝元 檜原造東人

右件王卿等詔作歌依次奏之。登時不記其歌漏

失。但秦忌寸朝元者左大臣橋卿謔云靡堪賦歌以

麝贖之。因此默止也。

これが大伴家持によって、賜宴からあまり日数を経ずに記されたものであろうことを、私はすでに小著『万葉集成立考』で論じた。本稿の目指すところに沿って、その概略を辿るなら、この歌群における歌の作者の官位を見るだけでも筆録者がわかるのであって、当時、家持は従五位下であり、彼のすぐ前に歌の記された「葛井連諸会」は外従五位下であったのだから、もし家持以外の人物がメモしたものなら、こういう順序にならないはずである。この証拠は、早く故鴻巣盛広氏が『万葉集全釈』で指摘されたところであった。

しかし、賜宴時、中納言であった藤原豊成を「大納

言」と書いているのだから、当時の記録ではなく、後代のものであろう、と考ふる学者もあるようであるが（たとえば伊藤博氏「十六卷本万葉集——その構造と成立」〔沢瀉博士喜寿記念・万葉学論叢〕）、「中納言」と記されたのが後に書写の間に「中」が「大」に改められただけのことなのであって、後世の人物がこれほど詳細に、しかも、生き生きと記せる道理がない。さらに橘諸兄に対する格別な親しみを込めての観察から察し、後にこの雪の賜宴の際の歌を含めた、万葉集となる歌集を家持が編んでいたからこそ、こうなったのである。

まだ疑いが残るであろう。家持がメモしたとするならば、なにゆえに歌を奏した人々の半ばの作が記され、半ばは記されずに終わったのか。この問題は、三九二六歌の左注に、「登時。不記其歌漏失」とことわられていることよって解けるはずである。「登時」とは、いうまでもなく即時即刻の意である。

主に「登時」によって察せられるとおり、この記録が雪の賜宴から多くの日を隔ててのものとも思えない。もし、うんと後のメモなら、人々は控が取られたか否か、はなはだ疑わしい応詔歌を片端から忘れ去ってしまい、あれだけ記載されずに終わったはずだと思われる。たとえば伊藤博氏が上記論文で、

本稿が、第一部編纂の仕上りもま近い頃と目する天平十八年正月の歌（卷十七・三九二一〜六）が、左注に明記してあるやうに記憶を辿って後に記録されたものであり、しかも、家持が越中に去るまでの天平十八年の歌は、この一群以外に例がないといふことは、右の推断の無誤でないことを証する。

と論じられたけれども、氏のごとく、長い時間が経過してからの「記憶を辿って」の記録であるとするならば、どうして、あれほどの奏上者と半ばの歌を再現できよう。当然、たとえば、

十八年正月太上天皇賜肆宴時応詔歌五首

布流由吉乃之路髮麻泥余大皇余都可倍麻都礼婆貴久
母安流香

右一首左大臣橘宿祢諸兄

というふうにも書かれ、左注にこれらの歌の奏された経緯のことわられるのがせいっぱいのところであろうのに、雪の賜宴の記録ははるかに生ま生ましいメモの匂いを伝えている。中村昭氏も「即時メモ、後時整理」されたものであることを詳細に論じてくださった（『卷十七、雪の肆宴歌考』〔森脇一夫博士古稀記念論文集・万葉の発想』）。

この一連の歌の後に、天平十八年六月、越中守に任せ

られ、七月に任地に赴いた——『続日本紀』によれば一月ほどのずれがある——大伴家持に対する大伴坂上郎女の歌二首（三九二七・三九二八）が載せられているが、雪の賜宴の歌が三九二七歌以下のそれより早く記録されたものであることは、まず、まちがいないところであろう。おそらく、雪の賜宴の歌は、宴後数日を隔てて記録されたものであると思われる。そうでなければ、その時、記録されなかったであろう奏上歌が、とにかく半ば残るはずがないからである。後日、家持が作者達に聞いて回っても——家持と比較的親しかった人達の歌が割に多く記されているのは、個々の作者に尋ねたための現象であろうか——、ながく日がたてば自分の歌を忘れてしまいうわけで、作者名のみ伝えられた人物の中には、そうした人々も含まれているかもしれない。

それにしても、なにゆえ大伴家持は「登時不記其歌漏失」とあるごとく、賜宴の日に書かず、数日後に、あわてて記録しなければならなかったのであろう。拝賀の日、彼はまだ応詔歌を記すべき責をもたず、ほどなく、そうした任を負わされたために相違ない。白状する必要もないのに、わざわざ「登時不記其歌漏失」と、ことわらずにいらなかったところに、家持の重大な任務に対する責任感を看取すべきである。つまり、新たな使命に

感激している家持の状態からも、賜宴の日か、その後、家持が歌集編纂の任を帯びたと判断したい。

大伴家持が編まなければならない歌集、それはすなわち万葉集にはかならない。ただし、小著で述べたように、現に伝わる万葉集は家持達が編纂したままのものでないようであるから、仮に原万葉集と呼ぶこととするが、家持は天平十八年正月に原万葉集編纂の任務を負ったのであつたらうと推定するわけである。

元正女帝は橘諸兄より数歳年長ながら、両者の親密さには異常なものがあり、伊藤博氏（『万葉びとの世界』）『日本文学の歴史』のときは、生涯独身を守らなければならなかった元正において、諸兄に対する親愛の情は、一種恋情にも似たものであったと想定されたけれども、ほぼ賛同できるご見解である。そうした関係にあった君臣の腹藏ない話し合いによって、原万葉集の編纂事業が企てられたとしても、いささかも不思議でない。元明自体、祖母・持統天皇、母・元明天皇の血を受け継いで、書物を編むことに熱心であったと、みなすべき人物である（伊藤氏も「元正万葉」を唱えられるほどである）。

当然、原万葉集の編纂責任者ないし代表者は左大臣・橘諸兄その人であった。このことは、彼が万葉集中に短歌八首を留めたのみならず、大伴家持の歌に手を加え

(卷十九・四二八)、肆宴に唱詠された歌を記憶して家持(?)に伝えた(卷六・一〇二六・卷二十・四四五四・四四五六)という記録を参考するまでもなく、きわめて自然に想定できる一点であるまいか。

いわゆる雪の賜宴の盛儀も、あるいは元正太上天皇と橘諸兄との事前の相談によって演出された皇威宣揚、つまり皇親政治の頭目・諸兄の立場を補強するための行事だったのかもしれない。仮にその日、とっさのことの運びであるとしても、両者の呼吸がぴったり合うわけで、左大臣自ら百官を率いて「供奉掃雪」という姿は、正に白鳳の盛代を再現するに足るものであり、その労に報いて宴を賜い、かつ和歌を徴するのにも、また君臣の情理を確認するための仕業である。はたして左大臣・橘諸兄はうやうやしく、

布流由吉乃之路髮麻泥余大皇都可倍麻都礼婆貴久母
安流香(三九二)

と奏上するのである。これが暗い専横に走り始めた藤原仲麿自身に、天皇絶対であるべき——両者からするなら——わが国の政体を認識させ、仲麿に結びつこうとしている諸官僚に反省を促そうとした行事でなかったと何人が断じえようか。皇室の尊厳を強調し、臣下の長たる左大臣の権威を明らかにしようとして演出された、一場

の劇を見る思いがするのである。仲麿の政治的優位が決してから初めての正月(北山茂夫氏『大伴家持』参照)にこれが実現しているところに、私は意味深重なものを感ずる。雪の賜宴を機会に、どちらかといえば漢詩を好んだ仲麿の眼前で、和歌の一大集成が企てられたとしても、はなはだ自然な行為であろう。そうすることが、実権をなにも持たない元正太上天皇の、親愛な諸兄のためにはたしうる、最大限の加勢行為であったのではないか。

ところで、老左大臣が編纂実務の一々までやれるはずもないから、橘諸兄はあくまで名目上の編纂代表者なし編纂責任者であって、編纂実務者を他に立てねばならなかったはずであるが、これは即決できかねる人事問題であつたらう。第一、原万葉集編纂のことを確定するまでに、賜宴の日からなお数日を要したかもわからない。さらにそれから若干の日を費やして検討し、ともすると太上天皇に奏上、承認をえた上で実務者が決定されたかもしれない。とにかく、原万葉集編纂事業の中心実務者とされたのが、すなわち大伴宿祢家持であつたのである。

大伴家持が編纂事業の中心実務者とされた理由は、ここでは詳述を控えるが、(1)彼自らが歌人であり、したが

って橘諸兄を頂点とする和歌派におのずから属したと。(2)古い名家の当主として、和歌に関する資料を所有し、それが少しづつ整理されていたらしいこと。(3)利害を計算しながらも、橘諸兄に接近していたこと。(4)従来、内舍人として皇室に近仕し、雪の賜宴にも歌を奏した一人であるゆえ、太上天皇に好ましく思われたはずで、諸兄としても承認を得やすかったはずであること、等々にあるう。およそ三十歳、野心に燃えていたであろう家持に、もとより、いなやはなかった。この年三月には、内舍人から宮内少輔となり、すぐまた六月、いきなり上国たる越中——準大国であった——の国守に任せられている。諸兄が彼を、一旦、皇室の内部に入りやすい、秘府等の文献記録を利用しやすい宮内少輔とし、家持にして万葉集編纂のための資料をせいっぱい入手したとき、歌集編纂にさまで不自由のない土地に国守の席を与えたのであった。このころ、まだ諸兄には、藤原氏と血縁関係の全くなかった元正と手を結んで、家持一人を推挽するぐらいのことができたわけである。

(二)

以来、家持は都から運んだ資料を主に、越中国府で編める範囲の巻々を編んだ。著しい例として、巻五など

は、どこでも簡単に整理できたはずのものである。巻十六も、越中でつくられた巻のように思われてならない。一方、彼の指図のもと、奈良の相伴家では何人かいた氏の書記達によって、より多くの巻数がつくられていった。具体的には、むしろ家持の叔母であり義母であった、歌人・相伴坂上郎女が推進力となっていたことであるう。妻・坂上大嬢ももちろん力を尽くした。

橘諸兄や彼の庇護を受けた歌人・田辺福麿が資料の面で協力した模様は、万葉集がこれを物語っている。福麿の「歌集」はかなりの部分が万葉集に撰取されたはずである。

家持と彼をめぐる人々の努力によって、家持の越中赴任にもかかわらず、編纂事業はかなりの速さで進み、天平二十年春三月の末、重態に陥った元正太上天皇に見せるため、橘諸兄が田辺福麿を使者として越中国府の家持のもとに遣わし了解を求め、その手もとにできていた若干巻を受け取った時、すでに奈良の相伴家で編まれていた巻々と合わせて、巻一から巻十六までの十六巻が一応形を成していたらしく、巻十七もまた急遽、未完成のまま巻頭の部分が補われて持ち去られたらしい。

巻十八・巻頭に、

天平廿年春三月廿三日左大臣橘家之使者造酒司令史

田辺史福麿饗于守大伴宿祢家持館。爰作新歌并便誦
古詠各述心緒。(四〇三二題詞)

とあるが、この田辺福麿の越中下向の任務については、はやくから種々推測が加えられているが、しかし、最後の宮廷詩人と見てよい福麿の能力から考えて、やはり、どうしても和歌にかかわるものであった、としなければならぬまい。そうでなければ、橘諸兄が、直属の部下でもない造酒司の三等官を、わざわざ「橘家之使者」とする必要など、どこにも存しないはずである。

もし、この推測に妥当性があるとすれば、「天平廿年春三月廿三日」という時期と「橘家之使者」という役割、それも、どうやら大伴家持を主たる目標として派遣されたらしい様子から察して、いきおい、原万葉集編纂事業との深いつながりを感じ取らずにいられない。

「天平廿年春三月廿三日」とは、そもそも、どのような時だったのか。それは実に原万葉集の、つまり万葉集の編纂を企てられ、大伴家持等の作業の進行状況を気にかけていてくれたはずの元正太上天皇が、その翌月、崩御されようとしていた時期に相当する。

元正太上天皇は天平二十年四月二十一日、崩御されるほどのことから、田辺福麿越中下向の頃には、すでに容態がはなはだ重かつたはずであって、和歌を好み、原万

葉集——この場合、万葉集といってよい——の編纂を企て、完成をたのしみにしていたであろう、この女帝の生きていられるうちに、よし未完成であらうとも、原万葉集の雄姿——十数巻編まれ終えたことは明らかである——を一目見せたいものだ、という念願が、共に事を図った左大臣・橘諸兄の胸中に湧かなかつた道理がない。すなわち、橘諸兄は編纂実務を中核となつて進めている大伴家持——実際に彼の編んだ巻数は多くないようであるが、とにかく代表実務者であつたのである——に宛てて使者を遣わし、自分の頼みを伝え、家持の手もとにある、編まれただけの諸巻を受領させるとともに、奈良の大伴家で編まれずみの、より多くの巻の供出をも承知させたのであつたと推定される。これらの諸巻が宮中に搬入される前に、一旦、橘家に揃えられたものか否か。まして、ほんとうに太上天皇の眼前に供えられたのか、崩御または衰弱のため、そうしたことなく終わったのか、不明である。

万葉集・巻十八に、田辺福麿の帯びた使命がいっさい記されていないのに、と疑われる人々に備え、もう少し説明を加えておかなければなるまい。細大洩らさず見聞を記録した家持が何等記すことのなかつた、ではなく、しなかつた事実から、私達は、家持にして書けない性質

の用件のためであったと覚るべきものである。記しかねる用件、それこそ太上天皇の病重し、という通報である。心を開き合える家持や福麿達が「爰作新歌并便誦古詠」する際、その「古詠」中に四〇五六から四〇六二番に及ぶ「太上天皇御在於難波宮之時歌七首 清足姫天皇世」の大きく加えられている点からも推測できるはずで、彼等の関心事はやはり病臥する太上天皇にあった。

あくまで大まかな言いかたに過ぎないが、万葉集はほぼ巻一から順に編まれていったように思われる。奈良で編まれた巻々に越中でつくられた若干巻が合わされるとき、多少のずれが生じているようだが、大局的には巻一から、と表現して支障なからう。

橋本達雄氏はご新著『王朝の歌人2・大伴家持』において、巻一・二両巻を、はやく朝廷の力でできていた歌集とみなされている。そうしてまた、万葉集は橘諸兄主導のもとに編まれた私撰歌集であると説かれる。しかしながら、いかに左大臣といえども、官撰の歌集をかってに自分達の歌集の一部として組み込めたものか、どうか、きわめて疑わしい。私などは、巻一・二といえども、原万葉集が編纂されたとき、今見るごとき姿につくられたのであったと思う。まとまった資料があったとしても、また、すでに母胎となるものができていたとして

も、とにかく原万葉集編纂に際し手が加えられたはずだと考えるわけである。

むしろ問題とすべきは、橋本氏が官撰とされたほど巻一・二が公の雰囲気帯びている点でなければならぬ。原万葉集全体を私が準勅撰とみなしても、それほど不合理でないはずである。複数の場所で別々に編まれ、共通した整理作業も行なわれないうまま終わったのであってみれば、準勅撰らしからぬ雑然さが残って、いたしかなない。

万葉集が単なる私撰歌集でない証拠をあげることは容易であろう。そもそも、これほどの大歌集を、苦心して私撰したところで、なんになるのか。諸兄や家持の好みに合うはずのない歌がどっさり収められているのみならず、その家族や子孫の参考になりたい庶民階層や鄙の歌まで丹念に集められている。さらに合点のゆかないことに、彼等にとって決して愉快でない相手である対抗勢力側の作品もまた、能うる限り入手して編まれたのであった。すなわち、巻十七までの原万葉集ですら、諸兄や家持の愛読するに、ふさわしいものでなく、かつ彼等の家族・子孫のための作歌上の参考書としても不向きな歌集と見るほかない。関係者が一部ずつ書写して所持するのがすでに簡単でない分量でもある。万葉集は決して純

然たる私撰歌集でなど、ありえない。

そうした性格をもつ原万葉集は、天平二十年春、ひとまず先行歌集たる「類聚歌林」——七巻であったはず——を十巻上回る十七巻本の歌集として、まとめられたうえ、元正太上天皇の御在所たる「中宮西院」(雪の賜宴歌群前文)に運び込まれ、おそらく、すでに「万葉集」と呼ばれながら、後宮にかかわり深く伝来していった。後世、いわゆる梨壺の五人が後宮で万葉集の訓点を施す仕事に当たっている遠因もここに存する。僅かな分量の歌集に万葉集の名は不似合いであるが、十七巻ともなれば、もはや堂々たる歌集に相違ない。(「万葉集」という集名についての見解は、小著『万葉集成立考』に披瀝しておいたし、本稿においてくり返さないこととする。)

ところで、天平二十年春に万葉集が一応まとめられたことについては、すでに記した範囲からだけでも多少の証拠めいたものをあげうる。つまり、雪の賜宴の歌群において、当時「中納言」であった藤原豊成が「大納言」と記されていること上記のとおりで、彼が大納言に昇進したのが天平二十年三月末である。あたかもそのとき、万葉集は十七巻本としての歌集たるべく点検と手入を受けていた。ために見のがされることなく一つの「中」字が「大」に訂されたのであって、豊成昇任の際でなければ、

ば、これほど微細な修正までは行われずじまった公算が大きい。

(三)

天平二十年四月、元正太上天皇が崩じ、やがて天平勝宝八年、藤原仲麿の政治勢力に押されていた橘諸兄が致仕し、天平宝字元年、薨じてしまう。原万葉集は未整理のままとなり、保護者を失った家持は、仲麿に嫌われたりして不遇の生活を続ける。四五—六歌をよんだ翌年、信部大輔となったと思うと、次の年、天平宝字七年、藤原良経の企てた乱に連座して、八年正月にはまた薩摩守にまで追いやられるのである。

大伴家持の上に、ほんとうに運命がほおえみなおすのは、万葉集・巻二十に姿を見せている、かつての盟友・中臣清麿が廟堂にときめいた光仁天皇の宝亀時代、それも清麿が右大臣となった三年以降のことであった。清麿に勧められて原万葉集を整理し、二十巻とするに足りない三巻を、私的になりと補おうと志した老家持には、もはや昔日の気力も体力もなく、むしろ妻や氏の書記達に依存しながら、自分を中心とする、原万葉集に収められなかった歌メモを整理するのが、やっとであった。巻十八以降の三巻が家持の歌日記的な体裁となったのは、す

でに歌集として未整理の卷十七をも宮廷に届けてしまつていたため、むしろ、それに自然に接続する歌日記的体裁を改めなかったのであろうと思われる。

家持の意志で四五一六歌をもつて彼の歌日記的なものが終わるようになったのは、つまり二十卷本万葉集を、この短歌をもつて終わるようにしたのは、この時の作業による。因幡守時代以降も多少にかかわらず歌をよんだに違いないのに、四五一六歌で万葉集を結んだのは、明らかに家持の希望するところであった。天平「十八年正月」の雪の賜宴が機会となつて、万葉集の編纂が企てられ、自分が名譽ある編纂実務者となつた栄光の思い出に対応すべき歌として、これ以上ふさわしい作品はついに見当たらなかつたのである。「伊夜之家余其騰」と祈つた家持の念願は容易に実らず、実に久しい歳月と不遇の後、再び陽のあたる身となることができた。その長かつた忍耐の日々を思えば、「伊夜之家余其騰」と叫んだ因幡国庁での自分がいとおしくてたまらなかつたであろう。家持としては万葉集をなんとしても四五一六歌で結ばずにいられなかつたのである。

桜井満氏（旺文社文庫『万葉集(中)』）のありがたいご批判をまつまでもなく、卷十七から二十までの四卷の形式が似ていることは私自身、充分承知しながら私説を述べて

きたわけで、ただ、卷十七までがまず、まとめられ、それが後の三卷としばらく歩みを異にした、とするだけなのである。

延暦四年八月二十八日に薨じた家持が、九月、罪を着るや、佐保大伴家の他の家財と共に、当然、卷十八以降の三卷もまた官没され、粗雑な取扱いを受けて卷十八の巻頭、つまり三卷全体の最初のいくらかが汚損か破損かし、修理を受けて、その痕跡を今に留めている。いうまでもなく、官没された歌集(さか)が、後に万葉集の卷十八となつたものを首部としていたため、今見る十八巻頭が損われたのであつた。

そうして、奈良朝を慕う平城天皇の即位しようとしていられた大同元年三月、家持の罪がゆるされ、やがて卷十八以降の三卷が、おそらく秘府において原万葉集十七卷に合わされた。目録もこの時、一通りつくられたであろう。これが今日われわれの読む二十卷本・万葉集の祖形にほかならないのだと思う。

(四)

ここで私説にかかわり深い諸家の論に、もう少し言及させていたごう。

万葉集の第一部——私のいう原万葉集に近いもの——

十六卷説を主張されてきた伊藤博氏は、ご近著、角川文庫『万葉集・下巻』中に、巻十五・十六の両巻を、前者については「巻十五に至ってはじめて部立を設けなかったわけで、これは巻十五が特殊な歌巻として待遇された証拠である」とし、後者については、「有由縁雑歌」という部立が冠せられているが、「しかしこれは、十五巻本当時、それが付録であることを示す外題であったものが、万葉集の一卷として昇格した時に内題化したことによるものと見られる」として、結局、「巻十五・十六は、万葉集第一部において、あくまで付属的な特殊歌巻であると認めてよい」と説かれた。

読者のわれわれからするならば、正直なところ、氏のご真意が十四卷説・十五卷説・十六卷説のいずれにあるのか、明確にとらえがたいのを遺憾とする。したがって、当然、批評に苦しまざるをえない。ただ一つ、氏が十五巻本万葉集の存在を予想する根拠として、かつて巻十五までの目録をもつ万葉集があったことを指摘されているのに対してのみ触れてみると、原万葉集の取りまとめが私の考えるように慌ただしいものであったら、全巻に整った目録の付されるはずもなく、とりわけ、伊藤氏ご自身「付属的な特殊歌巻」と主張される巻十六、それから、私ですでに論じたごとき事情をもつ巻十七に目録

がつくられたのは、やや後の機会においてであったと思われる。

万葉集は決して十五巻を目標として編まれなかった。もし十五巻が目あてであったとすると、その巻数に達しながら、なお伊藤氏が巻十五・十六について推察されるような無理をしてまで目標以上に巻数をふやそうとする措置の採られる道理がないこととなってしまふ。第一、伊藤氏は巻十五すら特殊な、付録の巻と見られるはずではないか。

結局するところ、十五巻万葉集というものは格別存在せず、たまたま古い目録の巻十五までつくられた時点があり、後に目録が以後の巻々に及ぼされていっただけなのであるかと理解する。

また一方、当初からそれ以上の巻数を望んだとすれば、それこそ伊藤氏ご自身の唱えられるところに抵触してしまふ。

次に、橋本達雄氏のご新著『王朝の歌人2・大伴家持』で伊藤博氏の万葉集第一部、天平十七年編纂説——契沖以来の考え方であるが——に従いながら記された一二のご見解を吟味してみたい。

私が、橋本氏のみならず天平十七年編纂説に加担しかねる理由は、要約するなら次の三つにしばられるであら

う。(1)大伴家持が二十九歳と、あまりに若すぎることに
なりはしまいか。(2)そのころ遷都が相次いだのに、編纂
事業に支障は生じなかったのか。(3)ほぼ一年間で十数巻
も編めたのか。

天平十七年といえ、この年、大伴家持は一月に従五
位下に昇叙されながら、「官職はなく」(橋本氏、上記書)
という生活だったらしい。勅撰説・準勅撰説(私説はこれ
に該当)・私撰集のいずれが真であろうと、とにかく「当
然和歌に理解の深い橘諸兄の主唱により(中略)進められ
た事業」(橋本氏・上記書)の事実上の中心人物が、まだ
二十歳代の散位の貴族であって、かまわないものである
うか。はなはだ疑問だと思う。私のように、太上天皇の
命により編まれた歌集とみなす場合、家持の年齢を少し
でも高めざるをえず、せめて天平十八年、家持三十歳説
を採ろうとするわけである。

しかも、橋本氏自らが記されているごとく、十七年に
は、一月、前年の二月、都を奈良から難波へ移されたばかりなのに、
またも「紫香樂京遷都」、五月「平城京へ
遷都」といった大事が生じている。官僚達にとつて、正
に動揺と繁忙の年であり、散位だったらしい家持にとつ
て、当然、諸種の情報が届きにくかった。そのため十七
年に万葉集には歌の空白めいた現象が生ずるわけで、

おそらくこの時期に安積皇子挽歌で区切りをつけて、それ
以前の歌をまとめようとしたのだと思われる。その証拠
に、さきにみた四月五日の橘とほととぎすを詠んだ連作
は、天平十六年の作であるのに、巻十七の拾遺部分に収め
られ、第一部には入れていない。これと似た例をもうひと
つあげると、巻六の終わりも、はじめはやはりさきにみた
安積皇子関係の活道岡の賀宴の歌で終わっていたとするこ
とができたのである。(中略)したがって家持の編纂は第一
部をまとめるにあつたことになる。

と説かれる橋本氏のご見解は、つまり天平十六年もまた
「空白」に加えられかねないものとなり、どうやら家持
は五位に達する前に万葉集編纂に従い始めたこととなっ
ていく。ところで、天平十六年には家持はまだ内舍人であ
つた。官撰たると私撰たるとを問わず、万葉集編纂と
内舍人の職務とは、なかなか両立しえないはずである。
十七年に入って確かに散位の身の上となつていたとして
も、たった一年で万葉集を十数巻編めた道理もなく、や
はり北山茂夫氏のご意見どおり、天平十七年編纂説は無
理が過ぎよう。そのうえ橋本氏は家持について、「天平
十七年(七四五)の二十八歳ころまでが、いわば青春時代
で、多くの女性と交渉のあつた時期である」とも語られ
るのであるが、これを尊重するなら、家持が万葉集のため
に費やせた時間と精力とは、さらに減少してしまいか

ねない。私などは、あべこべに、そうした「青春時代」に訣別した天平十八年こそ、すなわち万葉集編纂開始の時期であったように推測するのであって、大事業と取り組めば、私生活もいくらか変わるものでなからうか。

家持達にとっての希望の星であった安積皇子が薨じてしまったのが天平十六年閏正月であった。失望落胆の大伴家持はただちには挽歌をよめず、二月と三月によく詠じている様子が万葉集によって窺われる。四月に入つて(五日)奈良の故宅で橘と霍公鳥の歌をつくっているのは、物悲しい鳥の鳴き声から、おそらく、まず皇子を偲び、さらに思いを移して首領と頼む橘諸兄をなつかしんだもので、十六年の和歌が万葉集にこれだけしか収められなかったとしても、当時の家持の心情と、彼を含む貴族階層の生活とから、理解できないこともない。

家持「四月五日」の作の巻十七に収録されている事実が十六巻本万葉集成立の証拠となるのだという橋本氏のご見解は、氏が伊藤説に従われるからには、実のないものとならう。伊藤氏が巻十五・十六を付録の巻とされるのであつてみれば、そうした十六に収められたところで歌に箔がつくわけもない。結局、十五・十六・十七の諸巻あたりに混乱の跡が見られるのは、巻十七までが大急ぎでまとめられたためと解すべきであらう。

十七年の歌の空白についても、相次ぐ遷都騒ぎに加うるに安積皇子薨去以来の挫折感・虚脱感もたらした現象であり、皇子の死を機会とした藤原仲磨の政治力に諸兄側が圧倒されつゝあつたための結果である以上に、巻十七を急遽まとめなければならなかった、という事情が作用しているのではなからうか。すなわち、天平十七年の資料を奈良の自宅か赴任先へ持参せず、奈良の自宅から受け取るいとまもなく家持が越中国府で巻十七を曲りなりにも仕上げなければならぬ状況があつたと想定すれば、納得できるわけである。いずれにせよ、天平十七年の歌は僅かな量しか入手できなかったのだらう。

(五)

万葉集掉尾の歌、四五一六歌が私の推すごとく作者・大伴家持の意志によって選ばれたものであるならば、この大歌集が近年、山口博氏(『万葉集形成の謎』)の説かれるように、後世の漢学者・菅原道真の力で編まれたものでないことは、自明の理となつてしまふ。

私は徴されて「上代文学」昭和五十九年四月・第五十二号に小文を寄せ、山口説をいささか批判したことであつたが、その際、与えられた紙幅から、本稿に記したごとき記述をはたすべくもなかった。ゆえに、ここに稿を

改めて、往年公表しておいた私説を補いながら、近時読ませていただいた一二の説にも触れ、再度、山口説に追ってみた。もし前稿と併読いただけるなら幸いである。そうして、諸家のすぐれたご研究に礼を失すところあらば幾重にもお詫び申しあげたい。

(一九八五七一五)